

|   |   |             |   |
|---|---|-------------|---|
| 各 | 部 | 長           | 様 |
| 出 | 納 | 局 長         |   |
| 教 | 育 | 委 員 会 教 育 長 |   |
| 警 | 察 | 本 部 長       |   |
| 公 | 営 | 企 業 管 理 者   |   |
| 各 | 事 | 務 局 長       |   |
| 各 | 地 | 方 局 長       |   |

総 務 部 長

#### 令和8年度当初予算の編成について

我が国経済は、最低賃金の引上げ等に伴う賃金上昇や限定的ながらも一部の分野で投資拡大の動きが見られるなど、雇用・所得環境が改善する中で、緩やかな回復が続いている。しかしながら、海外経済の下振れによるリスクや長引く物価高騰に伴い、国民生活や企業活動に多大な影響が生じるなど、我が国の景気動向は不確実性がますます高まっている。このような中、国は、骨太の方針2025において、地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大を図り、賃上げ支援の施策を総動員して全国津々浦々の成長力を強化し、成長型経済への移行を実現するとしている。

一方で、国の概算要求方針においては、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとされたが、現下の物価高騰等を受けた大型補正予算の編成等により大規模な財政出動を要するほか、頻発する自然災害への対応に追加の財政需要が高まるなど、財政健全化に向けた道筋は依然不透明である。このような状況から、今後の国の財政悪化に伴い県財政への影響が懸念されており、現時点で地方財政の先行きを見通すことは困難である。

本県においては、想定を上回るスピードで進行する少子高齢化に伴う人口減少への対応、激甚化・頻発化する自然災害への備え、テクノロジーの急速な進展に伴うデジタル人材の育成・確保など、多様化・複雑化が進む社会課題を先送りすることなく的確に対応し、愛媛の未来を切り拓いていくため、官民共創型の政策立案プロセスへの進化も図りつつ、確かな戦略を持って未来志向の政策を積極的に展開していくことが重要である。

このような中、「西日本豪雨災害からの復興と防災・減災対策」「人口減少対策」「地域経済の活性化」の政策の3本柱のほか、デジタル技術を活用したDXへの挑戦など、「みんなでつくろう、愛顔あふれる愛媛県～新ステージ」を実現するには、総合計画で掲げる重要目標達成指標（KGI）の達成に向けた取組を積極的に推進することが求められる。そのため、財政運営基本方針及び成果重視政策マネジメント推進プランに基づき、予算編

成においては、これまで以上にエビデンスや成果を重視したマネジメントを徹底することにより、事業の新陳代謝を強力に進めながらメリハリの効いた政策展開と安定的な財政運営との両立を図っていく必要がある。

ついては、令和8年度当初予算の要求に当たり、下記の方針に沿って十分精査、検討の上、適切に要求されたい。

## 記

### 1 予算編成の基本的事項

#### (1) 年間総合予算

当初予算は年間総合予算であることから、新規事業を含め、年間所要額を的確に要求すること。なお、補正予算については、当初予算編成後に生じた緊急課題への対応など必要最小限の編成とするが、国の予算動向等を十分に踏まえ、必要に応じて適宜対応すること。

#### (2) 成果重視政策マネジメントの徹底

総合計画の目標達成に向けて、各事業には、マネジメントを行うための共通言語として重要業績評価指標（K P I）を適切に設定すること。

また、『「何をしたか」ではなく「何ができたのか」への意識改革』との成果重視政策マネジメントの基本理念（コンセプト）の下、予算編成においては、K P Iに基づく審査を進めているため、課題設定やその解決手段の選択に適切なエビデンスがあるかどうかや、K P Iが定量的かつ検証可能であるかどうかなど、成果を重視する姿勢での政策立案を徹底すること。

さらに、政策立案に当たっては、限られた財源の中で、効果的かつ効率的な事業展開を図るため、部局版K G I ミーティング等により、経営ダッシュボードを活用して政策施策の成果動向を踏まえるとともに、E B P M（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の考え方にに基づき、手法や手段を含めその事業が必要不可欠であることの妥当性を論理的かつ客観的なデータ等で示すことを徹底し、説明責任を果たすこと。

#### (3) ビルド・アンド・スクラップの推進

限りある財源の中において、総合計画の目標達成に向けて事業の選択と集中を図っていくためには、最初に優先すべき事業を決定（ビルド）した上で、それに必要な財源を各部局における自律的なスクラップにより捻出することが必要であることから、K G I・K P Iの進捗状況等を踏まえて、エビデンスに基づき事業の優先順位付けを行った上で財源を自律的な事業廃止などにより捻出し、各部局において主体性と責任を持って予算編成を行うこと。

また、事業の見直しに当たっては、以下の4つの視点を踏まえること。

- ①どうしてもやらなければならないもの
- ②内容を見直した上で続けるもの

③終期が来たらやめるもの

④今すぐやめるもの

#### (4) 地方局直接予算要求枠

地方局からの予算要求システムは継続し、地方局直接予算要求枠を設定するので、圏域の固有課題解決のため適切に対応すること。

## 2 予算編成に当たっての留意事項

- (1) 現下の物価高騰に関する国の動向のほか、県民生活や事業活動への影響等を注視しつつ、経済情勢の変化等に応じた民間需要の誘発や雇用の創出、県民所得の向上、価格転嫁の促進などの経済対策にも万全を期すこと。
- (2) 多様化、複雑化する地域課題の解決のため、多様な主体が課題設定や企画段階から知見や技術等を持ち寄り、対話を重ねながら新たな価値の創出等に取り組むとともに、新第二別館に設置する官民共創拠点も有効に活用しつつ、積極的な共創に努めること。
- (3) 二重行政の解消や共通する地域課題の解決のため、県と市町の組織の垣根を越えた連携の拡大・深化を図るとともに、多様化・複雑化する県民ニーズへ対応するため、部局横断による効果的なプロジェクトを推進すること。
- (4) 南予地域の活性化対策については、西日本豪雨災害からの復興状況を見極めた将来につながる対応なども含め、引き続き配慮すること。
- (5) 歳入確保の強化に向け、国庫補助負担金等による事業については、「地方創生2.0」関連施策等の動きを含め、国の予算編成の動向を十分に把握し、適切に対応すること。  
また、国庫補助負担金等の積極的な活用を図るとともに、必要に応じて国等に対して補助制度の創設を要望するなど、歳入確保に努めること。なお、補助率の変更等による任意の県費継足しや、県単独事業への振替を行わないこと。
- (6) 庁舎などの公共施設等の耐震化や大規模修繕については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、真に緊急性が高いものに限定して要求すること。また、老朽化した県有施設を適切に管理していくため、計画的に必要な修繕・更新・除却等を行うこと。
- (7) 職員の働き方改革を実践するため、新規事業を要求する場合は、既存事業の改廃や業務効率化などにより、必要なマンパワーや効果的な執行体制を確保するなど、限られた経営資源の重点的かつ効果的な活用にも努めること。

## 3 一般会計に関する事項

### 【歳入について】

- (1) 県税については、税制改正の動向に十分留意し、当面、現行制度により積算するものとするが、今後の経済動向を勘案し、的確な見積りを行うこと。  
なお、税収の確保を図るため、課税自主権の発揮、税負担の公平性の確保と徴収率の向上、滞納額の縮減に引き続き努めること。
- (2) 地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び交通安全対策特別交付金については、

国の予算編成及び地方財政計画の動向に留意し、的確な算定に努めること。

(3) 分担金、負担金など地元負担を伴うものについては、現行制度により積算すること。

(4) 使用料、手数料及び財産貸付収入については、現行料率により算定することとし、国の基準改正、受益者負担の適正化等の見地から、改正・新設の必要があるものについては、別途検討すること。

(5) 国庫支出金については、国の動向を把握し、適正な見積りを行うとともに、超過負担については、実態を分析、検討し、解消に努めること。

また、民間資金についても積極的な活用を努めること。

(6) 財産収入（財産貸付収入を除く。）、諸収入については、次の点について特に検討を加え、収入の確保に努めること。

① 公共施設等総合管理計画を踏まえた財産の適正な管理に努め、遊休財産及び不用品の整理を行い、適正な処分及び有効活用を図ること。

また、各部局が所管している県有地についても、歳入確保に資する有効活用や処分の検討に取り組むこと。

② 基金及び歳計現金については、公金管理方針を踏まえ、一層の効率的な運用に努めること。

③ 県広告媒体への広告導入を始め、企業や民間団体との連携などによる収入源の確保に努めること。なお、既存の取組についても、更なる工夫の余地がないか検討すること。

(7) 県債については、地方財政計画等の動向に留意するとともに、その抑制に取り組むこと。

(8) 税以外の未収債権については、債権別行動計画に基づき滞納の未然防止を図るとともに、債権回収の強化を図ること。

(9) ふるさと納税や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、本県の魅力や各種施策の認知度向上、ひいては地域活性化につながることから、オール愛媛体制で、あらゆる機会を通じて県内外の個人、企業等へ幅広く広報し、積極的に活用を促進すること。

## 【歳出について】

(1) 枠配分対象経費（維持管理費、公共事業費、定型的県単独事業費、一般県単独事業費、直轄事業負担金、一般行政指導経費）については、別途通知した枠配分額の総額の範囲内で、各部局の責任において調整を徹底し、厳守すること。

ただし、今後の地方財政計画の動向等により、歳入の見通しに大幅な変動が生じた場合には、減額を含めた再配分を行うことがある。

(2) 人件費及び人当経費については、次の諸点に留意し、要求すること。

超過勤務については職員の健康保持や公務能率の向上を図る観点からも、なお一層事務の簡素合理化に努め、各職場が一丸となってその縮減に向けた取組を強力に進めること。

① 職員数は、令和7年11月1日現在の配置定数を基礎に積算すること。

- ② 法令の改正、施設の新増設、事業量の増大等に伴う人員増は、原則として組織機構の簡素化、事務処理方法の改善、事務事業の民間委託、職員の配置転換等によって措置すること。
- さらに、現在の配置数についても、「令和８年度の組織、定数等の見直しについて（通知）」（令和７年９月１６日付け７人事第２０７号）に従い、徹底した見直しを行うこと。
- ③ 国庫補助職員、事業費支弁職員については、適正な事業執行計画の下に、原則として補助対象人員又は事業費の範囲内で支弁することとし、不足額が生じないように努めること。
- ④ 給与費は、令和８年１月１日現在の現給見込額を基礎として積算すること。
- ⑤ その他関係経費については、別途通知した「令和８年度予算積算単価表」により積算すること。
- （３）社会保障関係経費については、国の概算要求方針で「年金・医療等については、前年度当初予算額に自然増を加算した範囲内で要求し、予算編成過程で、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する」とされ、抑制努力を継続しつつ、物価高騰等による影響を踏まえた見直しを講じる動きもあることから、国の施策の動向、措置対象人員の推移等を的確に掌握し、年間所要額を要求すること。
- （４）公債費については、償還計画に基づき年間所要額を要求すること。
- （５）維持管理費については、施設の適切な管理を図る中で効率的な運営を徹底し、要求すること。（枠配分額は、一般財源ベースで令和７年度９月現計予算額（以下「前年度予算額」という。）の１００％）
- なお、使用料収入等の実績が伴わない施設については、実績に応じて経費の縮減を図ること。
- （６）公共事業費については、県の実情に即した選択的導入に徹し、緊急度、投資効果、後年度負担、執行可能な事業量などを十分検討、精査するとともに、公共事業に係る国の見直しの動きに特に留意して、導入すべき事業については適正に要求すること。（枠配分額は前年度予算額の１００％）
- （７）県単独事業費（投資的経費）についても、緊急度、投資効果、後年度負担、執行可能な事業量などを十分検討、精査して要求すること。
- また、本来、公共事業費として計画されるべき事業が県単独事業費により実施されることのないよう、長期的視点に立って財源の効率的活用と計画的な事業の推進に努めること。（枠配分額は前年度予算額の１００％）
- なお、地元市町の財政負担を伴う事業にあつては、事業の内容、負担額等について関係部局とあらかじめ十分連絡調整を行うこと。
- （８）受託事業費については、事業の性格、事務量と職員の処理能力等を検討し、やむを得ないものについて要求すること。
- （９）直轄事業負担金については、国の見直しの動きに留意し、事業計画の把握に努めて要求すること。（枠配分額は前年度予算額の１００％）

- (10) 災害復旧事業費については、次により要求すること。
- ① 過年発生補助災害復旧事業費については、査定額を基礎に年次別復旧進度率により積算した額
  - ② 過年発生単独災害復旧事業費については、既往年度の復旧状況を勘案した額
  - ③ 現年発生災害復旧事業費については、過去の復旧実績等を勘案した必要見込額
- (11) 大会開催（補助）経費については、事業の効果、必要性等を十分検討し、要求すること。
- (12) 貸付金、出資金等については、その目的、資金需要及び金融情勢を考慮し、対象者、方法、協調融資、金利等について十分精査、検討を行い、真にやむを得ないものについて要求すること。
- (13) 一般行政指導経費は、事業の成果を十分検証し、廃止や休止を含めた事業の見直しを行うとともに、事業の優先付けをしっかりと行い、要求すること。（枠配分額は前年度予算額の95～100%、加えて、重点事業の要求部局には一定の負担率を設定）
- (14) その他
- ① 部局が連携して対処することが効果的な行政課題については、経費の効率化、相乗効果を図るため、関係部局で調整、協議の上で主管課を定め、当該課から必要な額を精査し要求すること。
  - ② 事業発注に向けては、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮した積算とするなど、長引く物価高騰下において価格転嫁が進むよう適切に対応すること。
  - ③ 地方局直接予算要求については、関係部局の予算要求と重複は認めないので、地方局と関係部局とで十分に調整、協議を行った上で、要求すること。
  - ④ 公共工事に係る経費については、新たな制度や基準の導入を検討しながら徹底した工事コスト縮減に努め、限られた事業費で同等以上の事業量が確保できるよう努めること。
  - ⑤ 業務のデジタル化やDXを推進するため新たにシステム開発等を行おうとする場合は、県デジタル総合戦略本部と技術面等を十分協議した上で、要求すること。
  - ⑥ 新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用する事業の予算要求については、企画振興部と十分協議した上で、要求すること。
  - ⑦ 各種民間助成制度の積極的な利活用を図り、県負担の軽減に努めること。
  - ⑧ 複数業者から参考見積を徴取するなど、「入札における競争環境の確保について（通知）」（令和元年10月1日付け元会第164号）に従った対応を徹底すること。
  - ⑨ 予算の編成段階はもとより、執行段階においても徹底した経費の節減に努めることとし、予算は全額執行するものという従来意識は捨て、不用となった経費については留保すること。

#### 4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為は、制度本来の趣旨に基づく適正な運用に留意し、将来の財政運営を圧迫する原因とならないよう、対象事業及び限度額等について精査し、要求すること。

## 5 基金に関する事項

基金については、その設置目的を踏まえた必要性や規模の適正化にも十分留意しながら、各基金条例の規定に基づき、引き続き適正な管理・運用に努めること。

## 6 特別会計及び企業会計に関する事項

一般会計に準じ要求するとともに、当該会計の経営状況等を十分検討し、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないよう節度のある財政運営に徹し、健全経営の確立に努めること。また、繰越金については、特別会計の将来収支見込み等に基づいた適正な規模とすること。

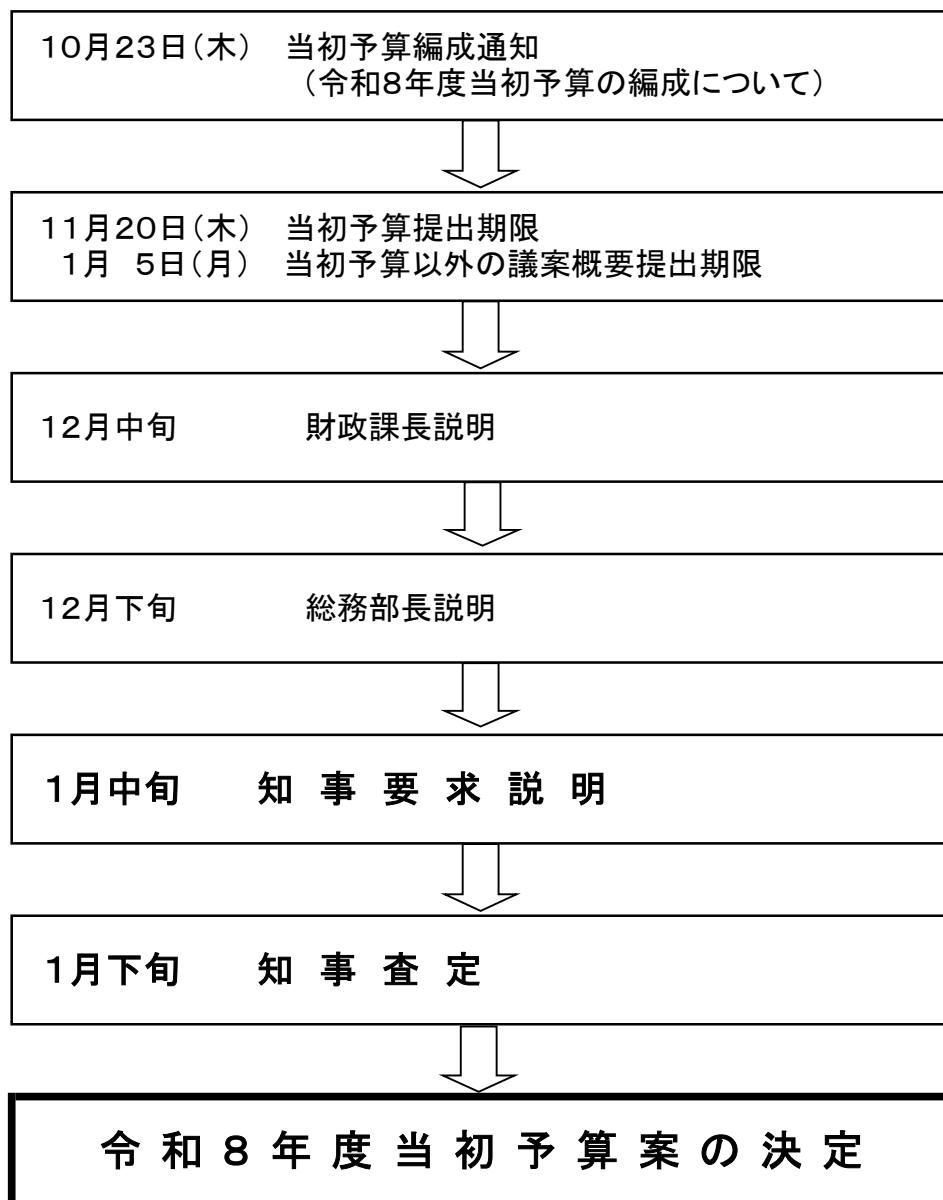
特に、企業会計については、厳しい経営環境に鑑み、収入の確保に特段の努力を払うとともに、事務事業の合理化、効率化を更に徹底し、独立採算による経営が確立されるよう十分配慮し、改善見通しを立てた上で要求すること。

## 7 その他の事項

- (1) 要求に当たっては、別表に記載する重要政策（A経費）、一般政策（B経費）、経常的経費（C経費）の区分により整理し、提出書類は、愛媛県予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年愛媛県規則第48号）の定めるところによるほか、当初予算の見積りに関する書類を11月20日（木）までに財政課へ提出すること。
- (2) 予算以外の案件については、件名及び概要説明書を1月5日（月）までに提出すること。
- (3) 予算編成スケジュールは、別添参考の令和8年度当初予算の編成スケジュール（予定）のとおりである。

## 参 考

### 令和8年度当初予算の編成スケジュール(予定)



※ 国の予算編成の動向等によって、今後変更することもあります。

## 別 表

### 予算における重要度別分類基準（Ａ・Ｂ・Ｃ 経費）

個々の事業について、重要度に応じて、重要政策（Ａ経費）、一般政策（Ｂ経費）、経常的経費（Ｃ経費）に分類する。その分類の基準は、概ね次のとおりとする。

| 区 分                      | 分 類 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重 要 政 策<br><br>(Ａ 経 費)   | <p>経費の内容が政治的判断を必要とするもので、概ね次のような経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政策的に重要な事業</li> <li>2 重要な制度改正を伴うもの</li> <li>3 後年度に多額の財政負担を生じるもの</li> <li>4 重要な建築事業及び土地取得事業</li> <li>5 投資的経費で重要なもの（大型県単、定型県単を含む）</li> <li>6 職員経費のうち定数の変動に係るもの</li> </ol>                            |
| 一 般 政 策<br><br>(Ｂ 経 費)   | <p>重要政策、経常的経費以外の経費とするが、概ね次のような経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経常的な事務事業であるが、特定財源等の変動に伴うもの</li> <li>2 投資的経費</li> <li>3 団体助成経費、大会開催（補助）経費、貸付金・出資金等</li> <li>4 社会保障関係経費</li> </ol>                                                                                   |
| 経 常 的 経 費<br><br>(Ｃ 経 費) | <p>原則として、次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経常的な事務事業及び施設などの管理運営に要する経費</li> <li>2 各種審議会、協議会等（継続分）に要する経費</li> <li>3 経常的な講習会、研修会等に要する経費</li> <li>4 各試験研究機関の経常的な試験研究に要する経費</li> <li>5 経常的な指導、検査、取締り、許認可等に要する経費</li> <li>6 職員経費</li> <li>7 その他経常的な一般行政指導経費等</li> </ol> |

令和8年度予算要求状況表（一般財源ベース）

【部】

| 枠割当分類     | 枠配分額 | 枠配分対象経費     |       |       | 差引    | 枠配分対象外経費    |       |       | 年間所要額       |       |       | 合計 |  |
|-----------|------|-------------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------------|-------|-------|----|--|
|           |      | 当初予算<br>要求額 | 補正見込額 | 小計    |       | 当初予算<br>要求額 | 補正見込額 | 小計    | 当初予算<br>要求額 | 補正見込額 | 小計    |    |  |
|           | ①    | ②           | ③     | ④＝②＋③ | ⑤＝④－① | ⑥           | ⑦     | ⑧＝⑥＋⑦ | ⑨＝②＋⑥       | ⑩＝③＋⑦ | ⑪＝⑨＋⑩ |    |  |
| 維持管理費     |      |             |       |       |       |             |       |       |             |       |       |    |  |
| 公共事業費     |      |             |       |       |       |             |       |       |             |       |       |    |  |
| 定型的県単独事業費 |      |             |       |       |       |             |       |       |             |       |       |    |  |
| 一般県単独事業費  |      |             |       |       |       |             |       |       |             |       |       |    |  |
| 直轄事業負担金   |      |             |       |       |       |             |       |       |             |       |       |    |  |
| 一般行政指導経費  |      |             |       |       |       |             |       |       |             |       |       |    |  |
| 団体助成経費    |      |             |       |       |       |             |       |       |             |       |       |    |  |
| 合 計       |      |             |       |       |       |             |       |       |             |       |       |    |  |

(A)

(単位:千円)

(A)

マルゴト・スクラップ推進制度による加算額 (B)

スマート・スクラップ推進制度による加算額 (C)

推進制度による加算後の枠配分超過額 (A－B－C)

〔記載上の注意〕

- ・対象は、一般会計の8年度年間予算(9月補正予算まで)とすること
- ・要求は、年間予算を要求することとしているので、「補正見込額③⑦」の欄は、補正額の積算が困難なものなど、やむを得ない理由がある場合に限りその見込額を記入し、別紙様式1を作成すること
- ・12月、2月補正(増額分)での要求見込額については、別紙様式2を作成すること(本表には算入しない)
- ・枠配分対象外経費については、財政課が指定したものに限り記入すること(別紙様式3～6を作成すること)
- ・マルゴト・スクラップ推進制度を活用する場合は、活用状況を記入すること(別紙様式7を作成すること)
- ・スマート・スクラップ推進制度を活用する場合は、活用状況を記入すること(別紙様式8～9を作成すること)



(桦配分対象分・桦配分対象外分)

(単位:千円)

| 梓割当<br>分類 | 事項名 | 補正予算<br>見 積 額 | 財 源   |     |      | 内 訳 | 事 業 の 概 要 | 当初予算に計上できない理由 |
|-----------|-----|---------------|-------|-----|------|-----|-----------|---------------|
|           |     |               | 国庫支出金 | その他 | 一般財源 |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           | 合 計 |               |       |     |      |     |           |               |

(注) 1 枠配分対象分と枠配分対象外分は別業とすること  
2 枠割当分類は、「維持管理」「公共事業」「一般事業」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入すること  
3 枠割当分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

【部】

(秤配分対象分・秤配分対象外分)

(単位:千円)

| 梓割当<br>分類 | 事項名 | 補正予算<br>見 積 額 | 財 源   |     |      | 内 訳 | 事 業 の 概 要 | 当初予算に計上できない理由 |
|-----------|-----|---------------|-------|-----|------|-----|-----------|---------------|
|           |     |               | 国庫支出金 | その他 | 一般財源 |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           |     |               |       |     |      |     |           |               |
|           | 合 計 |               |       |     |      |     |           |               |

(注) 1 枠配分対象分と枠配分対象外分は別業とすること  
2 枠割当分類は、「維持管理」「公共事業」「一般事業」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入すること  
3 枠割当分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

| 【部】   |       | (単位:千円)     |               |             |     |
|-------|-------|-------------|---------------|-------------|-----|
| 枠割当分類 | 事 項 名 | 8年度見積額<br>A | 9月調査時見込額<br>B | 増減額<br>A－B  | 備 考 |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       | 合 計   | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |

(注) 1 枠割当分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入すること  
2 枠割当分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること  
3 「備考」欄は、対象事業の内容及び9月調査時からの増減理由を記載すること

枠配分対象外経費要求状況  
(当然増経費)

(単位:千円)

【部】

| 枠割当分類 | 事 項 名 | 8年度見積額<br>A | 9月調査時見込額<br>B | 増減額<br>A－B  | 備 考 |
|-------|-------|-------------|---------------|-------------|-----|
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       |       | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |
|       | 合 計   | 国<br>他<br>県 | 国<br>他<br>県   | 国<br>他<br>県 |     |

(注) 1 枠割当分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入すること  
2 枠割当分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること  
3 「備考」欄は、対象事業の内容及び9月調査時からの増減理由を記載すること



## (単位:千円)

| 枠割当分類 | 新規 | 事 項 名   | 8年度<br>見 積 額 | 財 源 内 訳 |     |      | 備 考 |
|-------|----|---------|--------------|---------|-----|------|-----|
|       |    |         |              | 国庫支出金   | その他 | 一般財源 |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    |         |              |         |     |      |     |
|       |    | 合 計     |              |         |     |      |     |
| 内 訳   |    | 東予地方局 計 |              |         |     |      |     |
|       |    | 中予地方局 計 |              |         |     |      |     |
|       |    | 南予地方局 計 |              |         |     |      |     |

(注)1 枠割当分類は、「維持管理」「公共事業」「直轄事業」「一般県単」「一般行政」のうち該当する分類を記入すること

## 2 枠割当分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

### 3 「新規」欄は、新規事業に○を記載すること

[illegible]

(注) 1 「廃止事項名」には、令和7年度予算のうちに、各部署が主体的に「廃止」した事項名を記載すること(一般行政指導経費に限る) この場合の「廃止」には、7年度に終期を迎える事項の廃止、当然廃止、細事項単位の廃止は含まれないので注意すること

この場合の「廃止」には、7年度に終期を迎える事項の廃止、当然廃止、細事項単位の廃止は含まれないので注意すること

2 「7年度予算額」には、廃止した事項の予算額(全額)を記載すること

3 7年度予算額に下記の経費が含まれている場合、「算定外分の7年度予算額」に当該部分の7年度予算額及び財源内訳を記載すること  
〔義務的経費、当然減経費、システム関連経費、例年所要額の差を当然増減で措置している経費、所要額要求経費(8年度も継続して所要額要求経費を含む場合のみ)〕

なお、当該事業費を8年度に組替新規事項や他事項で継続する場合には、「継続先の事項名」にその事項名を記載すること

4「廃止分の7年度予算額」には、3を除く7年度予算額及び財源内訳を記載すること

以下に記載の単独の特定目的基金の充当額と一般財源に計上する入

「県有施設維持管理基金」 県有施設更新整備基金  
「災害に強い愛媛づくり基金」 スポーツ推進基金  
農林水産業体質強化緊急対策基金 上・中・小規模農業者への支援基金  
県民生活向上基金

[illegible]

7年度予算を概し、組織新担当事項を計上する機会に、組織新担当事項(=旧事項が概しと認められる場合)の老々古々概し以下のとおりであるの注

[illegible]

組目利焼争真とは、事実上日時は変わらないが、(一)別家・意図が変遷されているが、十校を八とくまんの(※)ここい成木何工を日指りもの

※事業として次の段階に移す（実施→強化→加速）によること、利権事項としての打ち出しが週3回程度のものである。



スマート・スクラップ推進制度の活用状況(別紙)

【部】

| 縮小事項名(R7) | マルゴト・スクラップを活用できない理由 | インセンティブ活用先 |
|-----------|---------------------|------------|
|           |                     |            |
|           |                     |            |
|           |                     |            |
|           |                     |            |
|           |                     |            |
|           |                     |            |
|           |                     |            |
|           |                     |            |
|           |                     |            |
|           |                     |            |
|           |                     |            |